### 浦安市ホームページ QR コード



最新の移動支援実施事業所は、 ホームページ掲載の一覧で ご確認いただくことができます。

# 浦安市 移動支援事業ガイドライン

# 目 次

1.	内容	٠2
2.	利用対象者	·2
3.	サービス利用までの流れ	.2
4.	支給量	.2
5.	利用者負担額	.3
6.	留意事項	٠4
7	利田に関するO&A	۰6

令和4年1月 浦安市 福祉部 障がい福祉課

## 1. 内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ヘルパーが付き添い個別的に外出を支援します。外出のための身支度なども移動支援に含まれます。ただし、営業活動に係る外出、障害者総合支援法上の介護給付等に位置づけられるサービス、保育園等への通園等、社会通念上適当でない外出は除きます。

# 2. 利用対象者

本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている次のいずれかの方を対象とします。

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方又は知的障がいがあると判定されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は精神障がいがあると診断されている方
- ④ 障害者総合支援法対象の指定難病がある方

# 3. サービス利用までの流れ

- ① 障がい福祉課へ申請、必要に応じて聞き取り調査の実施
- ② 決定通知・利用者証の交付
- ③ 市の指定を受けている事業所の中から事業所を選び、契約を結ぶ(事業所に利用者証 提示してください)
- ④ サービス利用開始
- ※<u>支給決定期間は4月~翌年3月までの1年度単位ですので、毎年度申請手続きが必要と</u>なります。

# 4. 支給量

年間の支給量は次のとおりです。

	年間利用限度時間
視覚障がい者・児	600 時間
上記以外の障がい者・児	480 時間

# 5. 利用者負担額

原則として、サービス料の1割が利用者負担となります。基準単価は次のとおりです。

	市民税課	市民税非課税世帯※1	
	身体介護を伴う	身体介護を伴わ	身体介護を伴う・伴わ
	場合※2	ない場合※2	ない場合
30 分	240 円	一円	0円
1 時間	400 円	240 円	0円
以後 30 分増すごとに	170 円	120 円	0円

- ※ 行動援護の支給決定を受けている方で、1日8時間を超えるサービスが必要な場合の移動支援の単価については、8時間までは行動援護の単価を適用し、以後30分増すごとに、身体介護を伴う場合は170円、身体介護を伴わない場合は120円を加算した額とする。
- ※1 市民税課税世帯で、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を併せて1か月あたりの利用者負担額が18,600円を超えた場合は後日還付されます。
- ※2 利用者負担額算定の「世帯の範囲」については、障がい児(18 歳未満)の場合 は保護者の属する住民基本台帳での世帯、障がい者(18 歳以上)の場合は障がい者 本人のみとなります。
- ※3 「身体介護の有無」については、申請時の聞き取り調査等において、次の判断基準により決定します。

#### ①障がい者の判断基準

障害支援区分が2以上または視覚障がい者手帳所持者で、かつ、申請時の聞き取り 調査項目について、 1 が「できない」、または 2~5 のうち1つ以上が「見守り等」または 「一部介助」または「全介助」、または 6~9 のうち1つ以上「あり」と判定された方

#### ②障がい児の判断基準

申請時の聞き取り調査項目について、1 が「できない」、または 2~5 のうち1つ以上が「見守り等」または「一部介助」または「全介助」、または 6~9 のうち1つ以上「あり」と判定された方

#### [調査項目]

1.歩行	つかまらないで	何かにつかま	できない		
	できる	ればできる			
2.移乗	できる	見守り等	一部介助	全介助	
3.移動	できる	見守り等	一部介助	全介助	
4.排尿	できる	見守り等	一部介助	全介助	
5.排便	できる	見守り等	一部介助	全介助	
6.パニックや不安定な	±11 - +>1				
行動	あり・ なし				
7.てんかん発作等	あり・ なし				
8.多動、注意欠陥によ	あり・ なし				
る危険予測の困難性					
9.視覚障がいによる歩	+ 11 + -1				
行・移動の困難性	あり・ なし				
10. 特記事項					

# 6. 留意事項

#### (1)全般

- ・移動の方法は、徒歩又は公共交通機関(バス・電車・タクシー)等を利用するものです。
- ・外出先において継続して、排泄、食事、更衣等の介助、金銭の支払い、計算の支援、代 読、代筆、見守り等の介助を受けることができます。
- ・外出の際に保護者だけでは介護することが困難な場合にも利用できます。
- ・重度訪問介護の支給決定を受けた方は、重度訪問介護が優先されます。
- ・行動援護の支給決定を受けた方は、行動援護が優先されます。なお、1日に8時間を超えるサービスが必要な場合は、移動支援の利用が可能となります。
- ・同行援護の支給決定を受けた方は、同行援護が優先されます。
- ・障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付・児童通所給付など)、日中一時支援事業、または、介護保険サービスを利用している時間帯は、利用できません。

#### (2)利用できる外出

- ①社会生活上必要不可欠な外出
- ・突発的な通院や突発的な市役所等の行政公共機関や金融機関の手続き(居宅介護・通 院等介助の支給決定がある方で、自宅から行く場合は居宅介護・通院等介助になります)
- ・通院の際の医療機関内における(病院・診療所など)移動。

- 一日に複数の医療機関を受診する場合の医療機関から他の医療機関への移動
- ・施設・学校等、自宅以外から行く場合の通院(児童の通院については、原則として保護者の付き添いのもと、医療機関での受診・治療・調剤を受けること)
- ・参政権にかかる投票所への送迎
- •各種団体の行事や会合等公的行事への参加
- 学校や施設の見学や利用の手続、入学手続、会社の説明会の参加
- 本人同伴の買物
- ・工賃や収入が発生しない職場実習、職場体験、職業訓練等の参加
- ・地域の自治会、婦人会、こども会等行事、祭りへの参加
- ・冠婚葬祭への出席
- ・行動援護の支給決定を受けている方で、1日8時間を超えるサービスが必要な場合

(→QA参照)

- ②余暇活動等社会参加のための外出
- 講演会、博覧会、美術館、文化教養講座等への外出
- •トレーニングジムやプール等のスポーツ施設や公園等への外出
- ・友人・親戚等の自宅訪問
- ・外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート等への外出

## (3)利用できない外出

①営業活動等の経済活動に係る外出

※ただし、新しい通勤先に慣れるまでの期間などについて利用可能です。その場合、談支援事業所等の作成する支援計画に基づいて、内容や期間について設定する必要があります。

- ②障害者総合支援法上の介護給付等に位置付けられるサービス(送迎あり)への送迎 ※ただし、送迎サービスを利用できないやむを得ない理由のある場合を除く)
- ③持病等による定期的な通院(定期的な通院や自宅からの通院は、居宅介護・通院等介助をご利用ください)
- ④保育所、幼稚園、特別支援学校、学童等へ通園・通学 ※ただし、保護者の就労や疾病、入院等により、介助が困難な場合は利用可能。(就労 証明、診断書、理由書を提出した上で事前に市の許可が必要となります)
- ⑤社会通念上適当でない外出
  - ・布教活動や勧誘等の宗教活動。
  - ※ただし、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加、一般的に行われる初詣・お宮 参り・法事・クリスマスイベント等の宗教行事は利用可能。
  - •政治活動。

※ただし、投票の参考にするための演説会への参加、参政権にかかる投票所への送迎は利用可能。

•その他、社会通念上適当でないと判断される場所

# 7. 利用に関するQ&A

## Q:サービスを受ける時間が30分以内でも利用できますか?

A:30 分以内でも利用できます。ただし、決定された区分が「身体介護を伴わない」場合で、 実際のサービスが30 分以内であっても、利用料は1時間の額(240円)です。

## Q:移動支援事業と介護給付(身体介護)は連続して利用できますか?

A: 事前に両方の支給決定を受けていれば利用できます。ただし、利用者負担額が別々にかかりますのでご注意ください。

# Q:保護者に障がいがあり、保護者のみの付き添いでは子どもの通院が困難な場合、子供の 通院のために利用できますか?

A: 障がいのある保護者の育児支援として、居宅介護(家事援助)が利用できますが、突発的な通院など居宅介護(通院等介助)の支給決定を受けていない場合は、障がいのある保護者の社会生活上必要不可欠な外出の支援として利用できます。

# Q:通学の付き添いをしていた保護者の就労や、疾病のため入院した場合、通学支援として 利用できますか?

A: 利用できます。ただし、就労証明書、診断書、理由書等を提出していただき、事前に許可 が必要となります。

# Q:入院中の一時帰宅の際に、病院から自宅まで(その後、自宅から病院まで)利用できますか?

A: 利用できます。

#### Q:旅行の際に利用したいのですが?

A: 利用できます。 なお、移動に伴う交通費・宿泊代などの実費分は利用者負担となります。

# Q:行動援護の支給決定を受けています。行動援護を8時間使わないと、移動支援は利用できないのですか?

A: やむを得ない場合はその限りではありません。

行動援護の算定は、1日の範囲で1回が限度とされていることから、1日の利用が8時間を超えない場合あっても、サービス等利用計画作成のもと必要と認められる場合には移動支援の利用が可能となります。

## Q:現在の利用施設によって、移動支援サービスの利用に制限はありますか?

A:障害者総合支援法における入所サービス、グループホーム、及び介護保険の住宅型有料 老人ホームについては、そのサービス提供範囲外の外出支援については移動支援の利用 が可能です。しかし、特別養護老人ホーム等は、1日全体の介護が含まれたサービス体系 のため、移動支援は利用できません。

### ご不明な点や詳細についてはお問い合わせください

浦安市福祉部障がい福祉課

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 (本庁舎3階)

電 話 047-712-6393 (直通)

FAX 047-355-1294

E メール syougaifukushi@city.urayasu.lg.jp